

第5章 推進体制と進行管理



「砂の華」(古賀の魅力再発見コンテスト)

第5章 推進体制と進行管理

1 推進体制

計画を着実に推進していくためには、多くの人に参加し、取り組みを進めていく必要があります。

そこで本計画の推進は、環境基本計画と同様に、市長の諮問機関である「古賀市環境審議会」、市民・事業者サイドの協力機関である「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」、庁内組織である「古賀市環境政策調整委員会」が連携・協力しながら進めていくこととします。

また、広域的な視点での取り組みが必要な事項については、周辺市町、県、国などと連携・協力を図りながら進めていきます。

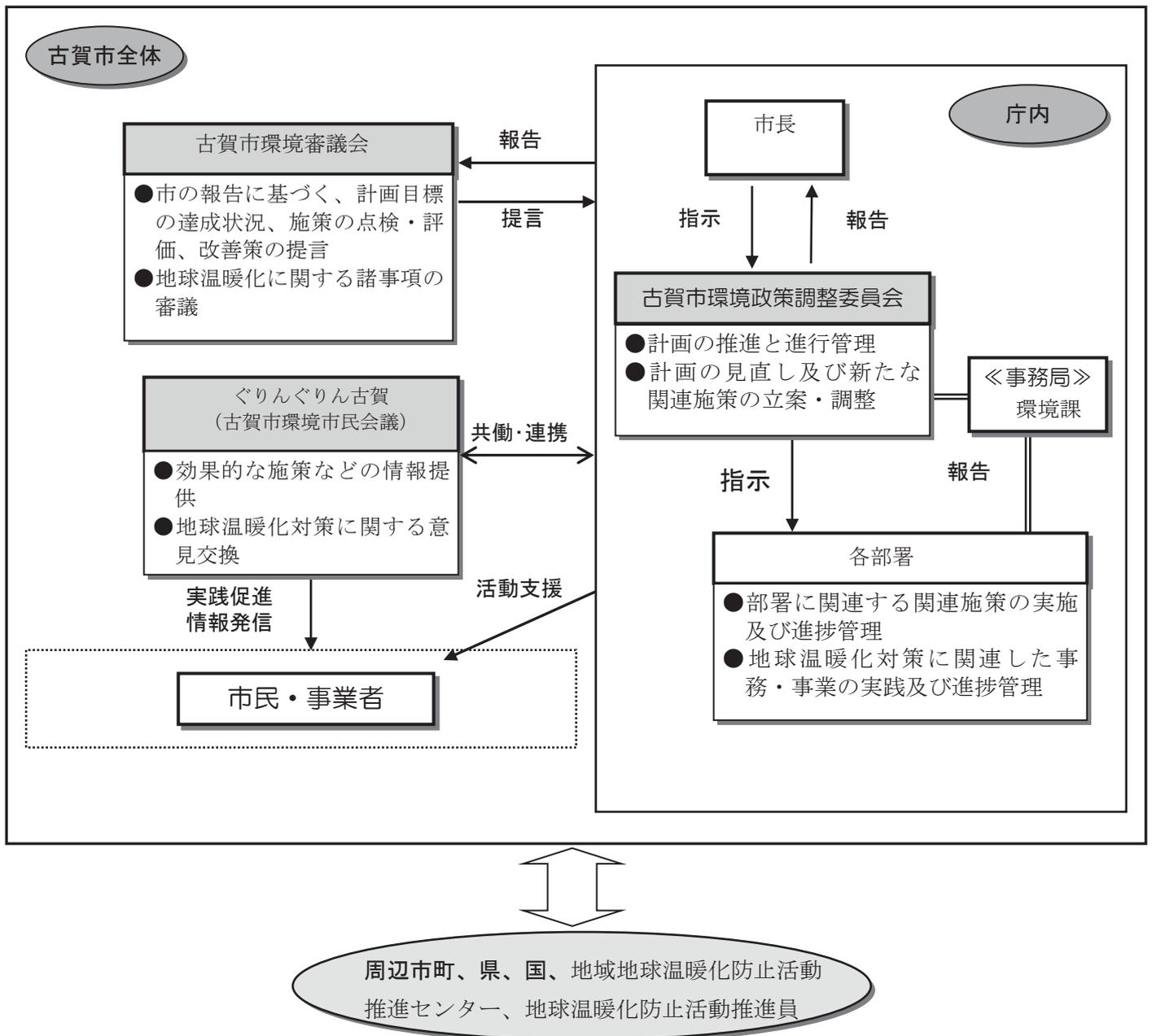


図 2-23 計画の推進体制

2 進行管理

計画の進行管理については、毎年度、本計画における取り組みの進捗状況や実績について点検・評価するものとします。点検・評価結果については「古賀市環境審議会」に報告し、課題や今後の展開などについて必要な意見や提言を受け、施策への反映を図ることとします。

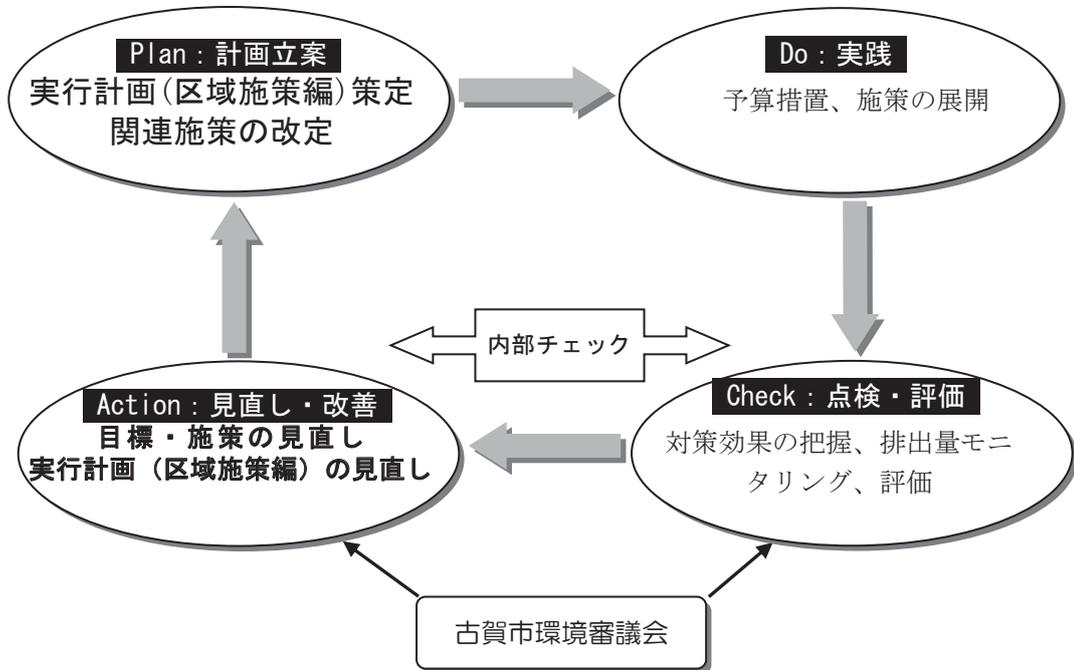


図 2-24 計画の進行管理

3 公表

毎年の点検・評価結果は、市のホームページなどで公開し、市民、事業者などとの進捗状況や課題の共有に努めます。